

厚生労働大臣が定める揭示事項

・ 180日超えの入院について

厚生労働大臣が定める場合を除き、同一の傷病での入院期間が180日を超えた場合は、入院基本料の15%を「選定療養費（保険外負担金）」として自己負担いただきます。この場合の入院基本料の85%については、保険対象となり健康保険の自己負担割合に応じて自己負担していただきます。

【厚生労働大臣が定める場合（一部抜粋）】

- ・ 難病患者等入院診療加算を算定する場合
- ・ 重症者等療養環境特別加算を算定する場合
- ・ 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者
- ・ 脊髄損傷等の重度障害者
- ・ 重度の意識障害者
- ・ 人工呼吸器を使用している状態の場合 など